個人ばく露測定概論	一　学校教育法による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者であつて、その後三年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二　前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
サンプリングに関する知識	一　作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの 二　前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
労働衛生関係法令	一　学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者であつて、その後一年以上労働衛生に関する実務又は研究に従事した経験を有するもの 二　前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者
サンプリング	一　作業環境測定士の資格を有する者であつて三年以上個人ばく露測定の実務に従事した経験を有するもの 二　前号に掲げる者と同等以上の知識経験を有する者

四　個人ばく露測定講習の業務を管理する者が置かれていること。

2　登録は、登録個人ばく露測定講習機関登録簿に次の事項を記載してするものとする。

一　登録年月日及び登録番号

二　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三　事務所の名称及び所在地

四　デザイン等講習又はサンプリング講習の別

（登録の更新）　（新設）

第一条の二の四十四の二十　登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2　前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（実施義務）　（新設）

第一条の二の四十四の二十一　登録を受けた者（以下この章において「登録個人ばく露測定講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次の事項を記載した個人ばく露測定講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に個人ばく露測定講習を行わなければならない。

一　個人ばく露測定講習の実施時期、実施場所、講習科目、時間及び受講定員に関する事項

二　個人ばく露測定講習の講師の氏名